

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	14 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から同年 11 月までの期間及び平成 12 年 1 月から同年 3 月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 7 月から同年 11 月まで
② 平成 12 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 48 年 9 月に親や友人に勧められて国民年金に加入して以来、第 3 号被保険者であった期間（昭和 61 年 4 月から平成 11 年 12 月まで）を除き、いつも国民年金定額保険料に付加保険料を併せて町役場、銀行等で納付してきた。保険料の領収書等は廃棄してしまったので、手元には納付を証明するものは無いが、付加保険料を納付してきたことは間違いないので申立期間の付加保険料の納付記録が無いことについて納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はいずれも短期間である上、申立人は、昭和 48 年 9 月に国民年金に任意加入した後、2 回の申立期間及び第 3 号被保険者であった期間（昭和 61 年 4 月から平成 11 年 12 月まで）を除きいずれも国民年金保険料に付加保険料を併せて納付済み（平成 12 年 1 月以降は、同年 4 月及び同年 5 月の付加保険料を除き、前納している。）であり、納付意識は高かったものと推認でき、申立期間①及び②の 8 か月についてのみ付加保険料を納付していないと考えるのは不自然である。

また、申立人は昭和 48 年 9 月に国民年金に加入した際に発行された国民年金手帳を市役所等に持参して市役所等での住所変更手続を行っていることが手帳の記録から確認でき、当該手帳には付加年金に加入していることが記録されている一方、付加保険料を納付する者でなくなる申出を行った記録は無い。

このことから申立人は、申立期間においても継続して付加保険料を納付する意志を持っていたものと推認でき、各市とも保険料納付時に定額保険料のみが

納付されているものならば、当然付加保険料を納付する者でなくなる申出について記録するものと推測できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月16日から同年4月1日まで

私は、昭和23年3月にB社（現在のC社）に入社以来、転勤はあるものの一貫して同社に勤務し、平成5年3月15日に退職した。しかし、昭和41年3月16日から同年4月1日の間が未加入となっていることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社保有の「退職願」、C社作成の老齢厚生年金試算書、D健康保険組合の加入記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立てに係るC社のグループ会社に継続して勤務し（昭和41年4月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年2月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格取得日は、昭和41年4月1日、資格喪失日は、42年9月1日であると認められることから、申立期間に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和41年4月から42年3月までの標準報酬月額は2万6,000円、同年4月から同年8月までの標準報酬月額は3万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年8月29日から同年9月1日まで
(C社)
② 昭和41年4月1日から42年9月1日まで
(A社)

私はC社及びA社で甲板員として乗船したが申立期間において加入記録が無いことに納得できない。在籍したことを証明するため、船員手帳を提出するので確認して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、調査の結果、社会保険事務所保管のA社に係る船員保険被保険者名簿に申立人の氏名があり、資格取得日が昭和41年4月1日、資格喪失日が42年9月1日との記載があることから、申立人が当該期間について、同社において、船員保険被保険者であったことが認められる。

また、申立人が所持している船員手帳において、申立期間に申立人がA社所有の船舶に乗船していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間②について、事業主は、申立人が昭和41年4月1日に船員保険被保険者資格を取得し、かつ、42年9月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間②の期間の標準報酬月額については、社会保険事務所保管の船員保険被保険者名簿における標準報酬等級の記録から、昭和41年4月から42年3月までの標準報酬月額は2万6,000円、同年4月から同年8月までの標準報酬月額は3万円とすることが妥当である。

申立期間①については、申立人に係る社会保険事務所保管の船員保険被保険者台帳及び船員保険被保険者名簿の資格取得日は昭和36年9月1日となっている上、船員手帳にある失業保険金支給関係の被保険者であった期間の欄に

「自昭和 36 年 9 月 1 日」と失業保険金支給の始期の記載がある。

また、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 2 月から平成 4 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月から平成 4 年 1 月まで

私はサラリーマンの妻で、ずっと任意加入だったので保険料を納めたり休んだりしていた。60 歳になった時、納付した月数が少なく後悔し、その時、60 歳からも任意加入して 65 歳まで納付できると知り、早速手続をして 65 歳になるまでの 5 年間、市役所の窓口で納付し続けた。

ねんきん特別便が届き、申立期間の 4 年間の記録が無く、未加入とされていることは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は「昭和 63 年 1 月ごろ任意加入し、最初に保険料を 3 か月分納付した。当時の保険料は 1 万円弱ぐらいだった」と供述しているが、社会保険庁のオンライン記録及び市役所の電算記録により、申立人は 60 歳到達日の 63 年 2 月 21 日に資格喪失した後、平成 4 年 2 月 21 日に資格を取得（任意加入）し、同年 4 月 23 日に 3 か月分（平成 4 年 2 月から同年 4 月まで）の保険料を納付し、その後、5 年 1 月分までの保険料を毎月納付していることが確認できる。

さらに、当該納付済期間に係る平成 4 年 2 月分から 5 年 1 月分までの保険料額が 9,000 円と 9,700 円であることから、申立期間と納付済期間との記憶の混同の可能性がうかがえる。

加えて、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、保険料を納付することができない期間であり、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、ほかに申立ての事実を確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年10月から61年3月まで

昭和52年9月から国民年金に加入し、55年12月までは市役所出張所の窓口で国民年金保険料を納付していたが、56年1月から銀行の口座振替に切替えた。銀行引落としなので未納になっていたら連絡があるはずだが、銀行から連絡を受けたことは無い。半年後には制度が変わり第3号被保険者になることが分かっているのに、その前の半年分だけ未納というのは考えられないので、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金の資格喪失の手続をした記憶は無いとしているが、市が保管する国民年金被保険者名簿の資格喪失年月日の欄に昭和60年10月30日と記載がある上、申立人が所持している年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄の資格喪失日も60年10月30日となっている。

また、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立期間以前より引き続いて口座振替で納付したと主張しているが、申立期間直前である昭和60年7月から同年9月までの分の国民年金保険料の領収証書を所持しているものの、金融機関の取引記録から、60年10月分以降の口座振替による国民年金の保険料納付を確認できず、ほかに申立期間に保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月から同年10月までの期間、42年2月から44年3月までの期間及び54年7月から55年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年6月から同年10月まで
② 昭和42年2月から44年3月まで
③ 昭和54年7月から55年9月まで

「ねんきん特別便」が届き、私が申立期間当時、国民年金に未加入であったことが分かったが、申立期間当時は婦人会の人が自宅に国民年金保険料の集金に来ていた。申立期間については納付していたはずであり、申立期間が未加入となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、同じころ国民年金保険料を納付したとする申立人の母親も既に亡くなっており、保険料納付を証言できる者はいない。

また、申立人は、国民年金保険料の納付は、自分又はその母親が集金人に納付したとしているが、申立期間①及び②の期間は母親も未加入期間であり、保険料の納付記録は無い。

さらに、申立人が申立期間当時居住していた町が保管する国民年金被保険者名簿に、申立人は昭和37年10月15日に国民年金被保険者資格を喪失し、44年4月1日に再度国民年金被保険者資格を取得した記録があり、申立期間①及び②については被保険者資格を喪失している未加入期間であり、国民年金保険料の納付は不可能である。

加えて、当該町が保管する国民年金被保険者名簿に、申立人は、申立期間②の直後の昭和44年度及び45年度の国民年金保険料を、過年度納付した記録があるが、過年度納付を行った時点では、申立期間のうち43年度以前の保険料は時効により納付できなかつたと推認できる。その上、当該年度の保険料は特

例納付が可能であるが、申立人は特例納付を行った記憶は無いとしている。

このほか、申立人には、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行う必要が申立期間を含めて4回あると認められるが、申立人は当該切替手続を行っていないため、申立期間が未加入期間になったものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から45年3月まで

私は、昭和43年にA市B町に転居した際、自治会の役員に国民年金に加入するよう勧誘を受け、自治会の集金人へ町費(年間2,400円)と国民年金保険料(年間1,200円又は2,400円)を一緒に1年分まとめて納付していた。しかし、社会保険庁の記録では、申立期間に係る国民年金の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、国民年金被保険者資格取得届を提出したことは無く、最初に国民年金手帳の交付を受けたのは昭和47年1月ごろと供述しており、当該手帳には資格取得日は45年4月1日で強制の資格により取得と記載されている。その上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情はうかがえないことから、申立期間は未加入期間と推認できる。

さらに、申立人の国民年金被保険者の資格取得届の提出日は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における申立人前後の任意加入者の国民年金被保険者の資格取得日から昭和47年1月ごろと推認でき、申立人が所持している国民年金手帳に記載されている当該手帳の発行日(昭和47年1月7日)と合致する。

加えて、申立人が所持している国民年金手帳の納付記録欄は昭和46年度から始まっており、当該記録欄に押印してある検認日から当該年度は3か月ごとに国民年金保険料を納付したことが確認でき、申立内容の申立期間に係る納付方法(1年分まとめて納付)とは異なるものであり、申立期間についてのみ1年分まとめて納付したとの申立ては不自然である。

このほか、社会保険庁の記録では、申立人は、昭和45年4月に遡^{そきゅう}及して国

国民年金被保険者の資格を取得しており、昭和 45 年度分の国民年金保険料については、申立人が所持している国民年金手帳の納付記録欄に同年度分の納付記録欄が無いことから 46 年度以降において過年度保険料として納付したものと推認できるが、申立人は過年度納付を行った記憶が無いとしていることなどから、申立人の申立期間当時の記憶は曖昧あいまいなものと推測できる上、申立人は、申立期間の国民年金保険料について 1 年分が 1,200 円又は 2,400 円と申立てているが、申立期間当時の国民年金保険料は 43 年度分が 2,550 円、44 年度分が 3,000 円であり、申立ての保険料額は、当時の保険料額とも異なっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から51年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から51年2月まで

私は、昭和49年10月ごろ、A県(B町)からC県D市に転居し、D市E支所で国民年金の加入の手続を行い、納付書により国民年金保険料を市役所の窓口か金融機関で納付していたので申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管している申立人に係る被保険者台帳の移管日(昭和51年4月10日)から、申立人が市役所の窓口で国民年金の加入手続を行ったのは、昭和51年4月ごろと推測でき、申立期間は任意加入期間のため、加入手続を行った時点では、制度上、申立期間にさかのぼって被保険者の資格を取得することはできない。

また、申立人が所持している年金手帳には、昭和49年3月1日に国民年金の被保険者資格を喪失し、その後、51年3月3日に資格を再取得したと記載されており、当該記録は、社会保険庁の記録と一致しているほか、申立人が記憶している保険料額は51年4月以降の保険料額と一致している。

さらに、申立人が所持している年金手帳等の記録から申立期間は未加入期間と推認でき、申立人が申立期間について国民年金の被保険者資格を再取得し、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこと、及び別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年7月から52年3月まで

私が二十歳になったところに父が私の国民年金保険の加入手続きを行ってくれ、私の国民年金保険料を納付してくれていた。

父は生前、父自身の国民年金保険料と母及び私（申立人）の保険料を毎月納付していたと話してくれた。父は既に死去し、具体的に納付の事実を証明するものは無いが、まじめで几帳面な性格である父が私の保険料を納付してくれたことは間違いないと信じており、納付記録がないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は、国民年金保険料の納付に直接関与していなかったため、国民年金の加入手続き、国民年金保険料の納付状況等について承知しておらず、加入手続き、保険料納付を行ってくれたとの申立ての申立人の父は死亡しており、申立人の保険料納付等の詳細は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出年月日は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得年月日から昭和53年6月ごろと推認でき、加入手続き時（昭和53年6月ごろ）においては、申立期間のうち50年7月から51年3月までの期間は時効により保険料の納付はできなかったと推認できる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出管理簿から、申立人の記号番号と申立人の夫の記号番号は連番で払い出されていることが確認でき、申立人の夫は、昭和46年の20歳到達日に被保険者資格を取得しているが、国民年金保険料の納付は、申立人と同じ52年4月からとなっていることから、申立人夫妻は、婚

姻時に夫婦とも 20 歳到達時にさかのぼって国民年金に加入し、国民年金保険料の納付は、52 年 4 月分から夫婦同様に納付を行ったと考えるのが自然である。

加えて、A 市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の検認記録（昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの欄）には、過年度保険料の納付を示す「現」の印が押されている。これは、申立人が、昭和 53 年 6 月の国民年金加入時に昭和 52 年度の国民年金保険料を過年度納付するに当たり、市町村役場の窓口では納付はできなかったことから、社会保険事務所等で保険料を納付したことを示しているものと推認できるが、申立人は保険料を過年度納付した記憶は無いとしていることから、申立人の申立期間当時の記憶は曖昧であると推認できる。

このほか、申立期間中、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から同年7月まで

私は、昭和46年3月ごろ市役所で国民年金の加入手続をし、同年4月ごろ申立期間の国民年金保険料をまとめて支払ったので申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、加入手続、納付先、納付方法等の記憶が明確でないため、申立期間当時の国民年金加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、社会保険事務所が保管する申立人に係る特殊台帳に、申立人は昭和44年4月1日に国民年金の被保険者資格を喪失した後、47年1月1日に被保険者資格を再取得したことが記録され、申立期間は未加入期間となっており、厚生年金保険からの切替手続が適正に行われていないものと推認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該台帳に、申立人が、申し立てている「まとめて保険料を支払った」との申立てに該当すると推測できる昭和47年4月の特例納付(昭和43年3月分から44年3月分まで)及び過年度納付(昭和47年1月分から同年3月分まで)の記録がある(当該保険料納付については、平成2年2月に、一部を除き厚生年金保険の保険料との重複納付の期間があったため還付されている)。しかし、申立人の申立てのとおり、46年4月に申立期間の保険料を納付した記録は無く、申立人は、47年4月の特例納付等と誤認しているものと推測できる。

加えて、申立人に対し、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情や申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から同年12月28日まで

私は、昭和22年12月1日からA社のB丸に乗船した。B丸は25年12月28日に売船されたため、自分も解雇されたが、申立期間については、雇用が延長されていた。

社会保険庁の記録では、資格喪失日は、昭和25年4月1日になっているが、申立期間についても、船員保険料を納付していたので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立ての事業所である「A社」は、船員保険の適用船舶所有者としては確認することができず、同名の「C社」は確認できるが、当該事業所の船員保険被保険者名簿に申立人の名前は無い。

さらに、社会保険庁が保管する申立人の船員保険被保険者台帳に記載されている適用船舶所有者名は、社会保険事務局の説明によりD社であることが確認できたが、資格喪失年月日は昭和25年4月1日と記載されており、申立期間についての記録は無く、D社の船員保険被保険者名簿にも申立人の名前は無い。

加えて、申立人は、昭和25年4月1日以降も雇用が延長していたと申立てていることから、D社から船員保険の事務を引き継いだとされるE協会の船員保険被保険者名簿も確認したが、申立期間の整理番号に欠番は無く、申立人の名前は無い。

なお、申立ての船舶を所管する運輸局海事事務所が保管する船舶原簿に申立ての船舶の記録があることは確認できたが、申立人は船長や同僚の名前の記憶

が無い上、船員手帳を所持しておらず、このほかに申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 43 年 4 月まで

私は、昭和 38 年 4 月に A 社に左官の見習として入社した。勤務していたときに病気で入院し、退院後に治療費をもらった記憶があることから、健康保険に加入していたと思う。

社会保険庁の記録では、申立期間について未加入とされているが、厚生年金保険にも加入していたと思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に申立ての事業所に勤務していたことは、雇用保険の記録及び事業主の供述から推認することができるが、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録から、申立ての事業所は申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できるが、社会保険事務所が保管する申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間を含む昭和 35 年 1 月 1 日から 44 年 4 月 1 日までの期間の整理番号に欠番は無く、申立人の名前は無い。

さらに、事業主からは、「申立人は左官の見習として当社に勤務していた。当社は、当時、建設系の国民健康保険組合に加入しており、厚生年金保険の加入対象者としては事業主、役員、管理者等の第一種組合員のみ限定し、左官の見習等の第二種組合員については厚生年金保険の加入対象者から除外する取扱いを行っていた」とする供述が得られている。

加えて、申立人と同時期に左官の見習として申立ての事業所に入社している同僚についても厚生年金保険の加入記録が無く、このほかに申立てに係る事実

を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 11 月から 42 年 3 月まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について勤務していた事業所の加入記録が無いことが判明した。
当時、大型運転手として勤務していたので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人が申立期間において勤務していたとする事業所は、社会保険事務所の記録から、昭和 31 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となることが確認できるが、当該事業所の申立期間に係る厚生年金保険被保険者原票の健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の名前は無い。

さらに、当該事業所の配車担当は、「当時は、賃金が歩合制であり、申立人のような臨時雇用の運転手は、社会保険の加入手続をしていなかったと思われる。また、当時の関係資料はすべて処分されているため、申立人の雇用関係については不明である」と供述している。

加えて、申立期間については、申立人は国民年金に加入し保険料を納付している期間である上、申立期間に係る雇用保険の加入記録も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 1 日から 47 年 3 月 21 日まで

私は申立事業所で昭和 46 年当初にアルバイトをしていたが、当時の課長に誘われて途中から正社員になったはずである。

社会保険庁の厚生年金保険の記録では、昭和 47 年 3 月から同年 8 月までとなっているが、当該事業所に 1 年くらいは勤務していたはずなので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする申立事業所は、社会保険事務所の記録によると、昭和 43 年 9 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となり、平成元年 12 月 20 日に適用事業所でなくなっていることから、申立事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる。

しかし、社会保険事務所の保管する申立事業所の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票及び社会保険庁のオンライン記録では、申立事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 47 年 3 月 21 日であるとともに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人に対して、同年 3 月ごろに厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されている。

また、申立人は同僚を複数名記憶しており、当時の同僚の供述から、申立人が申立期間当時、申立事業所に勤務していたことは推認することができるが、申立人を正社員に誘ってくれたとする課長は既に他界していることから当時の事情を確認できない上、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を控除されていたことに関する具体的な記憶も明らかでない。

さらに、申立事業所は平成元年 3 月 31 日に既に解散しているため、元役員からの供述を得ることもできず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関

連資料及び周辺事情は見当たらない。

加えて、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 12 月 25 日から 51 年 5 月 3 日まで

私は、短大の後輩に誘われA事業所に昭和 47 年 12 月ごろ役員として入社し、52 年 3 月まで勤務した。しかし、当該事業所における厚生年金保険の加入日は昭和 51 年 5 月 3 日となっているので、申立期間について、申立事業所において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料（給与明細書等）は無い。

また、社会保険事務所が保管するA事業所における申立人の厚生年金保険被保険者原票及びオンラインの記録により申立人が、昭和 51 年 5 月 3 日から 52 年 3 月 6 日までの期間、A事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる。しかし、申立期間について、社会保険事務所が保管する当該被保険者原票には、申立人の厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、A事業所に確認すると、申立人が在職していたことは確認できるが、厚生年金保険の加入期間については「当時の資料はすべて廃棄しており、確認ができない。」としている。

加えて、A事業所における申立人の雇用保険加入記録は、被保険者となった年月日が昭和 51 年 5 月 3 日、離職年月日が 52 年 3 月 5 日となっており、当該記録は社会保険庁の厚生年金保険の被保険者期間の記録と一致している。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から22年5月31日まで
私は、昭和19年10月1日から22年5月31日までA事業所に勤務した。社会保険庁の記録では、この期間の勤務に対して脱退手当金を支給したことになっているが、私は受け取った覚えが無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所における社会保険庁の保管する厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録に、昭和22年6月11日に申立期間の31か月について脱退手当金115円を支払ったことが記録されており、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2週間後の22年6月11日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さもうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月1日から59年12月31日まで
私は、申立期間中、A市にあったB事業所に正社員として勤めていたので、厚生年金保険に未加入であると記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書等)は無い。

また、申立人には、A市管掌の国民健康保険に、①昭和34年4月1日被保険者資格の取得、60年3月24日被保険者資格の喪失、②平成元年12月12日同資格の取得、20年4月2日資格の喪失との記録が有り、申立期間は国民健康保険の被保険者になっていることから厚生年金保険の被保険者ではないものと推認することができる(政府管掌健康保険に加入しながら医療費の自己負担率が高い国民健康保険に重複して加入し、保険料を納付することは不自然であり、政府管掌健康保険に未加入で、厚生年金保険のみ加入することも考え難い)。

さらに、申立てに係る事業所は、申立期間当時の資料を処分しており、申立人の給与からの厚生年金保険料控除及び社会保険庁への保険料納付は確認できない。

加えて、申立人が所持する年金手帳に、初めて厚生年金保険の被保険者となった日が昭和60年3月23日と記載されており、申立ての事業所では厚生年金保険の被保険者ではなかったと推認することができる。申立人は現在病気治療のため施設に入所しており、申立期間当時の手帳の交付状況等について確認できないが、申立人の妻は、申立事業所から申立人が年金手帳を交付されたか否かについて覚えていないが、当該手帳は、申立人が、申立事業所を退職し、3

か月後に勤務を始めた別事業所を退職した後に送られてきた手帳であると述べている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月1日から24年11月1日まで
② 昭和27年1月4日から28年1月まで

私は、昭和23年に学校を卒業し、同年4月1日からA事業所に就職し、当該事業所が会社整理により25年7月1日にB事業所と名称が変更となった。私は当該事業所に28年1月まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の記録を認めていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

いずれの申立期間においても、申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書等)は無い。

また、社会保険事務所が保管する申立期間①のA事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に、申立人は昭和24年11月1日に資格取得、25年5月1日に資格喪失(当該事業所の全喪年月日と同じ)と記録されている。当該名簿に記載のある申立人の直前の4名は健康保険番号及び厚生年金保険番号が連番となっているが、そのうち生年月日がほぼ同時期で同学年と考えられる3名は、いずれも資格取得日が24年11月1日であることから、申立期間①は試用期間であったものと推測できる。

さらに、社会保険事務所が保管する申立期間②のB事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人は昭和25年7月1日に資格取得(当該事業所の新適年月日と同じ)、27年1月4日に資格喪失と記録されている。当該名簿の申立人に係る標準報酬月額欄には、26年6月の標準報酬月額の改定記録以降の記録は無い。申立てのとおり、28年1月まで勤務していれば、当該名簿の他者には記録のある27年2月及び同年5月の標準報酬改定記録があると思われるが、当該記録が無いことから、申立人は同名簿の記録のとおり27年1

月 4 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したものと推認される。

加えて、申立人は、いずれの申立期間についても、給与からの厚生年金保険の保険料控除について覚えておらず、当時の同僚についても連絡先が不明としていることから、申立事業所における申立人の雇用についての情報は得られない。

このほか、申立ての両事業所は、昭和 25 年及び 46 年にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、両事業所の事業主に係る情報は不明であり、申立人の雇用状況の確認ができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月23日から45年4月29日まで

私は、申立期間当時、A事業所において乗務員として勤務していた。当該事業所に入社した当時から給料は6から7万円だったと記憶している。

しかし、申立期間に係る標準報酬月額の記録は、当時の給料に比べ低い金額となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

当該事業所は、申立期間当時の資料は既に廃棄しており詳細は不明と回答している上、申立人が供述する同僚は既に死亡しているため、申立期間に係る申立人の給料、標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額などを確認することはできない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所における申立人の被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額は一致している上、当該被保険者原票に、昭和40年8月4日に傷病手当金(13日間 1万920円)が申立人に支給された記録があり、当該手当金は、同年5月1日に社会保険事務所が決定した申立人の標準報酬月額4万2,000円を基に算出した金額と一致するなど社会保険事務所の申立人に係る標準報酬月額の記録管理に不自然さはない。

さらに、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを示す関連資料(給与明細書等)は無く、このほか申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 8 月 20 日から 42 年 5 月 1 日まで
② 昭和 42 年 8 月 13 日から 43 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 8 月 20 日から A 地の B 事業所に勤めた。15 人くらいの同僚が働いていたので、厚生年金保険適用事業所であったと思う。この間の厚生年金保険の加入記録を認めていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書等)は無い。

また、申立事業所に係る申立人の雇用保険の記録には、昭和 42 年 5 月 1 日に被保険者となり、同年 8 月 12 日に離職したとの記録が有り、当該記録は、社会保険事務所が保管する厚生年金保険の加入記録と一致している。

さらに、社会保険事務所が保管する事業所別被保険者名簿に、資格取得届を昭和 42 年 5 月 4 日に受け付け、資格喪失届を同年 9 月 4 日に受け付けたとの記載が有り、申立期間前後の健康保険記号番号に欠番も無いことから、当該名簿における厚生年金保険の記録に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人が当時の同僚 5 名の者を挙げているが、その内の 1 名は申立人と同じ資格取得日(昭和 42 年 5 月 1 日)で、健康保険の番号は申立人と連番(申立人の次の番号)となっていることから、申立期間①は試用期間であったものと推測することができる。

このほか、当該申立事業所は、社会保険事務所の厚生年金保険の記録によると、昭和 29 年 7 月 1 日に新規適用事業所となり、42 年 11 月 16 日に適用事業所でなくなったと記録されている。

そのほか、社会保険事務所が保管する事業所別被保険者名簿の「証返納その

他」欄に、申立人の欄には「返」に○印が付されており、申立人が退職により健康保険証を返納したことが推認できることから、申立期間②については、申立人は当該事業所を退職（昭和42年8月13日ごろ）しているものと推測することができる。

なお、申立人は、当時の同僚についての連絡先は不明としており、また、申立事業所は昭和49年12月3日に解散し、申立事業所の事業主に係る情報も不明で、申立人の雇用状況の確認はできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 11 日から 36 年 3 月 16 日まで

私は、昭和 34 年 3 月 11 日から 36 年 3 月 16 日まで A 市の B 事業所に勤務した。この間に係る勤務に対して、社会保険事務所の記録では脱退手当金を支給したになっているが、私は受給した記憶は無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の脱退手当金は、申立人が申立事業所において、厚生年金保険被保険者資格を喪失した日から約 9 か月後の昭和 36 年 12 月 12 日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立事業所において申立人の厚生年金保険の資格喪失日の前後 2 年以内に資格を喪失した者のうち脱退手当金を受領している者が 11 名おり、そのうち連絡がとれた 2 名の同僚は、「脱退手当金の請求手続は会社がしてくれた」と述べていることから、申立人に係る脱退手当金についてもその委任に基づき事業主が代理請求を行った可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 21 日から 46 年 5 月 1 日まで

申立てに係る事業所がスーパーに出していた食堂で調理をしていたが、国民年金がついており厚生年金保険がついていない。当時の同僚に厚生年金保険がついているのに、自分についていないのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所は申立人が申立期間について就業していたことを証明しており、同僚2名の供述もあることから、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことを確認することができるものの、申立人が申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間について、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号に欠番は無く、申立人の氏名は無い。

さらに、申立人が申立てに係る事業所で勤務していたことを供述している同僚の当該事業所での厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立人より約3か月遅れて入社したとする同僚の資格取得日が、入社から約1年後の昭和45年7月1日となっている一方、過去に当該事業所で勤務した経験のある同僚は、入社当初から厚生年金保険に加入しているなど、申立てに係る事業所では、厚生年金保険への加入について、従業員により取扱いが異なっていたことがうかがわれる。

加えて、申立人は申立期間について国民年金に加入しており、昭和45年4月から46年4月まで国民年金保険料が納付されていることが確認できる上、A社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出管理簿に、申立期間に含まれる45年2月16日に、当時申立人が居住していたB市を管轄する社会保

険事務所に移管されたことを示す記載があることから、その時点において申立人は厚生年金保険に加入していなかったことを推認することができる。

そのうえ、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立内容を裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年ごろから 59 年 9 月まで

私は昭和 54 年ごろから 59 年 9 月まで A 社で正社員として勤務していた。その期間は厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提示した同僚の供述により申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことを推認することができるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管している当該事業所の被保険者原票及びオンライン記録では、申立期間について健康保険の被保険者番号に欠番が無く、申立人の名前は無い。

さらに、申立人は申立期間について国民年金に加入しており、国民年金保険料を納付している。

加えて、同事業所の商業登記簿等は見当たらず、事業主は既に死亡しており、当時の状況を聴取することはできず、申立人が提示した同僚も申立人の厚生年金保険加入に関する記憶が無く、また、申立期間に申立人の雇用保険被保険者としての加入記録は無い。

このほか、申立内容を裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 17 日から 42 年 3 月 20 日まで
私は、A社B支社及びC営業所に勤務した。出産のため同社を退職したが、脱退手当金は受け取っていない。また、退職後においても、脱退手当金は受け取っていない。
社会保険庁の年金記録で脱退手当金を支給済みとなっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立事業所の厚生年金保険の被保険者名簿で、申立人の厚生年金保険の資格喪失日である昭和 42 年 3 月の前後 2 年以内に資格喪失した女性退職者 9 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、9 名のうち 8 名が厚生年金保険被保険者資格喪失日の約 2 か月から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることから、申立人についても、事業主により脱退手当金の代理請求がなされた可能性が高いものと推認される。

また、社会保険事務所に保管されている申立人の脱退手当金裁定請求書には、申立人の印が押印されているとともに、昭和 42 年分退職所得の源泉徴収票が添付されていることから、申立人が事業所を通じて脱退手当金の請求をしたものと推認される。

さらに、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿とオンライン記録に不整合は見られず、申立期間に係る脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 42 年 5 月 13 日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。